

加東市通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和6年度

加東市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施して以降、平成26年3月に「加東市通学路安全プログラム」を策定して関係機関の連携体制を構築して、必要な対策内容について関係機関で協議し、通学路の安全確保に向けた取組を行ってきました。

一方、未就学児が日常的に集団で移動する経路に関して、令和元年8月に関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

今後は、本プログラムの「通学路」に「未就学児が日常的に集団で移動する経路」を含め、関係機関が連携して児童生徒の通学路の安全確保を図ります。

2 通学路について

- ・小中学校・義務教育学校の「通学路」とは、加東市立学校及び兵庫教育大学附属小中学校の校長が定めた経路とします。
- ・保育所・認定こども園等の「未就学児が日常的に集団で移動する経路」とは、該当園において日常的に集団で移動する、いわゆる該当園等で独自に設定している散歩コース等の経路とします。

3 通学路安全推進会議について

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置します。

- ・兵庫県加東土木事務所道路第2課
- ・兵庫県加東警察署交通課
- ・加東市都市整備部土木課
- ・加東市総務財政部防災課
- ・加東市立学校担当校長
- ・兵庫教育大学附属小学校長または中学校長
- ・加東市区長会選出区長
- ・加東市連合PTA選出役員
- ・加東市保育協会担当園長
- ・加東市教育委員会こども未来部学校教育課
- ・加東市教育委員会こども未来部こども教育課

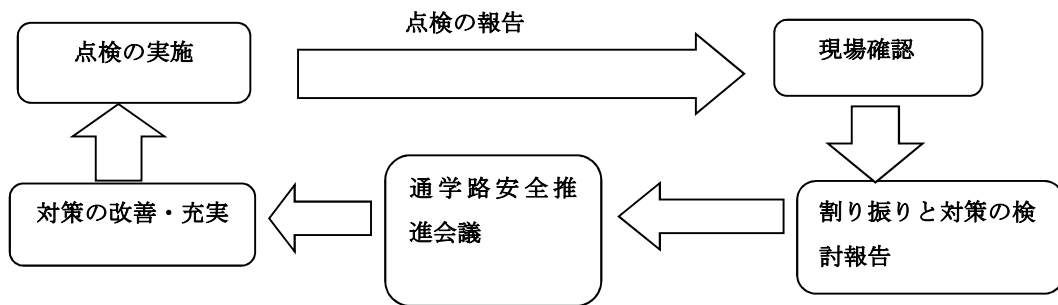
4 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のための PDCA サイクル]



(2) 定期的な点検の実施

○点検の実施時期等（4月～7月）

- ・市内各学校園で、それぞれ1年に1回、点検を実施します。

○点検の体制

- ・市内学校園ごとに、学校園が中心となり、保護者・通学路見守り隊・自治会等と連携して点検を行います。
- ※保護者や通学路見守り隊の方は、自治会に相談のうえ、学校に報告します。

(3) 点検の報告

- ・市内小中学校園ごとに改善要望箇所に優先順位を付け、報告します。
- 報告先：学校教育課（担当：森本 恭央）
- ・報告期日 令和6年7月1日（月）

(4) 現場確認（8月～9月）

- ・加東土木事務所・市土木課・加東警察・市防災課・学校園・学校教育課・こども教育課が現場確認します。

(5) 割り振りと対策の検討及び報告（9月～10月）

- ・係ごとに対策箇所の割り振りを行い、対策を検討します。対策内容（実施時期等）を学校教育課、こども教育課へ報告します。

(6) 通学路安全推進会議（10月）

- ・学校教育課、こども教育課でとりまとめ、通学路安全推進会議で対策内容等を検討します。

(7) 対策の改善・充実

- ・関係機関は、12月と2月に対策状況を取りまとめて学校教育課へ報告します。
- ※対策が完了した箇所は、その都度学校教育課へ連絡します。
- ・対策実施後も、点検や対策による効果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

5 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、関係機関内で公表します。